

2015年4月16日

発達障害の支援を考える議員連盟会長  
参議院議員 尾辻秀久様

## 「発達障害者支援法」改正についての要望書

NPO 法人日本トゥレット協会  
会長 有澤直人

発達障害者支援法の中に「トゥレット症候群」の明記をお願い致します。

その根拠としては

1. 現在、トゥレット症候群は法律の中では「その他」の発達障害に含まれ、厚生労働省発障第0401008号の定義には記載されている（ICD-10のF95.2「音声および多発運動性の合併したチック障害（ド・ラ・トゥレット症候群）」）。また、アメリカ精神医学会によるDSM-5でも発達障害（[Neurodevelopmental Disorders](#) 神経発達症）の一つとして位置づけられている。しかしながら、疾患自体の認知度が低い上に、発達障害と認識されていない。
2. これまで、発達障害の一つとして認識されていないがために、不利益を被る事例が数多く存在している。障害として認識されていないために、福祉的サービスが受けられない現状がある。
3. 疫学的に、トゥレット症候群の有病率は、0.4～3.8%（1994年～2007年に主に欧米とアジアから報告された14の疫学研究をまとめると、5～18歳の小児・青年では、トゥレット症候群の有病率は0.4%～3.8%に分布している。）で平均しても0.77%程度で（1985年～2011年に発表された34の疫学研究を検討した上で、小児に関する13の研究をメタ解析したところ、トゥレット症候群の有病率は、0.77%だったという報告もある。）、これは統合失調症の生涯罹患率（0.7%：厚生労働省）よりもやや高い。統合失調症と社会的な認知度を比較すると、圧倒的にトゥレット症候群は知られておらず、正しい理解が得られずに困っている当事者は多い。
4. トゥレット症候群は「運動チック」と「音声チック」を主症状とするが、「チック」の出現は家庭でのしつけや本人の気持ちの問題が原因と誤解している人が日本ではまだまだ多いのが現状である。何よりも、正しい理解を広めるためには、認知度を上げることが必要であり、そのためにも発達障害支援法に一つの障害として明記される必要がある。

以上